赤塚税務会計事務所　2025年1月1日　Vol.61

赤塚税務会計事務所通信

令和7年度税制改正大綱

～税制改正の内容は？？～

新年あけましておめでとうございます。
皆様のご健勝と貴社の益々のご発展を心よりお祈り申し上げます。
昨年の衆議院選挙では、収入の壁（103 万円の壁）が大きく取り扱われました。税制は政治とは切っても切れないものだというのを実感した選挙となりました。
さて、令和 7 年度の税制改正大綱が令和 6 年 12 月 27 日に閣議決定されました。このうち注目度の高いものをいくつかピックアップしてご紹介します。

基礎控除・給与所得控除の引き上げ

所得税の計算方法は、まず収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を求めます。ここから各種所得控除（基礎控除、配偶者控除、扶養控除、生命保険料控除など）を差し引いて課税所得金額を求めます。
この課税所得金額に税率を乗じて所得税が算出されるのです。
必要経費については収入に要した実額を用いることが原則ですが、給与所得については、計算の簡便さを重視して給与収入額に応じて一律に定められた給与所得控除が必要経費とされます。
103 万円の壁というのは、所得税が課される最低給与収入金額（配偶者控除や扶養控除の対象外となる金額でもあります。）ですが、給与所得控除の最低限 55 万円＋基礎控除 48 万円の合計額が 103 万円となります。
今回の税制改正により令和 7 年分より基礎控除が 58 万円に引き上げられ、給与所得控除の最低限が 65 万円に引き上げられます。これによって 58 万円＋65 万円＝123 万円まで所得者本人に所得税が課されないこととなります。
また、配偶者控除、扶養控除の所得要件も同様に引き上げられますので、配偶者や扶養親族の給与収入が 123 万円以下であれば配偶者控除や扶養控除を受けることができます。
これまで、扶養の範囲内で働くという働き方をしていた場合に、働ける金額が増えたということになります。

※給与所得控除、基礎控除の引き上げは本年令和 7 年分からの予定ですが、令和 7 年分の源泉徴収税額表はこれまで通りとなり、改正による税額の減少は年末調整時に反映されます。
令和 8 年分以降は源泉徴収税額表も変更されます。

特定親族特別控除（仮称）

扶養控除（配偶者は除きます）はこれまで、扶養親族の年齢により

裏面に続きます～

年少扶養親族（16 歳未満）・・・控除なし
一般扶養親族・・・38 万円控除
特定扶養親族（19 歳以上 23 歳未満）
・・・63 万円控除
老人扶養控除（70 歳以上）・・・48 万円控除
同居老親等・・・58 万円控除
とされてきました。

このうち特定扶養親族について改正が行われます。これまでは特定扶養親族の給与収入が 103 万円を超えてしまうと 63 万円の控除がいっきになくなってしまい税額が大きく増えることとなっていました。
大学生がアルバイトで 103 万円以上稼いでしまうと親の所得税額がグンと増えてしまうということがよくありました。

令和 7 年分以降は、特定扶養親族の所得に応じて、段階的に控除額が少なくなるという制度になります。
特定扶養親族の所得が 85 万円以下（給与収入 150 万円以下）の場合はこれまでどおり 63 万円の控除となり、特定扶養親族の所得が増えるにつれ、控除額が 61 万円→51 万円→41 万円→（中略）→3 万円となります。
配偶者控除について配偶者特別控除が創設されたように段階的に控除額が減少するしくみになるため、何が何でも 103 万円以内（改正後は 150 万円以内）に抑えないといけないということはなくなるでしょう。

※ただし、特定扶養親族の給与収入が 123 万円を超えると、特定扶養親族本人には所得税が発生します。

新生命保険料控除の拡充

23 歳未満の扶養親族を有する場合には一般生命保険料控除が優遇されることとなります。これまで控除限度額は 4 万円となっていましたが、**令和 8 年分**の控除限度額は 6 万円に増額されます。
ただし、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計限度額はこれまでどおり 12 万円のままとなります。

まとめ

ここまでの内容を振り返ってみると、来年の年末調整は一段とややこしくなりそうですね。ここのところ毎年ように年末調整の様式が変わっていますが、令和 7 年についても注意が必要ですね。

この他にも「確定拠出年金の限度額の引き上げ」、「中小企業経営強化税制の見直し」、「防衛特別法人税（仮称）の創設※令**和 8 年 4 月 1 日以降開始事業年度**」などの改正が予定されています。

赤塚税務会計事務所
埼玉県吉川市大字吉川1605－2
TEL 048-972-4803　　FAX 048-972-4809
MAIL akatsuka@a-taxlaw.com　HP https://a-taxlaw.com
なまずの里　吉川から信頼の税務サービスをお届けします！